



令和元年10月29日

研究支援サービス・パートナーシップ認定制度の 創設及び公募の開始について

この度、文部科学省では、民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として認定する制度を創設いたしました。本制度を通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援してまいります。

なお、本制度は、文部科学省の科学技術改革タスクフォースにおいて、省内若手有志によって提案された施策です。

1. 制度の目的

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学省が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援する。

2. 認定要件

- ・当該サービスが、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するものであること
- ・当該サービスが、他の取組と比べて優れた特徴を有していること
- ・当該サービスを行う事業者が、大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係（ネットワーク）を構築できるものであること 等

3. 手続き

民間事業者から研究支援サービスの公募（年1回、1か月程度）を行う。認定の単位は、事業者単位ではなく、サービス単位とする。

文部科学省は、申請のあった研究支援サービスについて認定要件等に照らして審査を行い、外部有識者から意見を聴取した上で認定する。

4. 令和元年度のスケジュール

公募期間：令和元年10月30日（水）正午～11月29日（金）正午

認定：令和2年1月中を予定

5. 制度の仕組み

- (1) 認定により、研究者の研究環境を向上させる、研究支援サービスの利活用を奨励、促進し、研究コミュニティに対する認知度を高めます。
- (2) 研究支援サービスを認定された事業者と文部科学省は、定期的または不定期に意見交換やネットワーキング等の場を設ける。
- (3) 将来的に、認定された研究支援サービスのうち、文部科学省関連事業との連携により、当該サービスの加速が見込まれ、また、連携対象となる文部科学省関連事業にも貢献が大きいものについて具体的な連携（金銭的な支援（補助）は除く）を検討する。

※詳細は関連資料を参照

関連資料

- ・ 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度の創設及び公募の開始について
- ・ 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 実施要綱
- ・ 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 Q & A 集
- ・ 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 概要

<p><担当> 科学技術・学術政策局企画評価課 課長補佐 村松 哲行 (内線：3864) 担 当 伊藤 駿吾 (内線：3865) 電話： 03-5253-4111 (代表) 03-6734-4012 (直通)</p>
--

研究支援サービス・パートナーシップ認定制度の 創設及び公募の開始について

令和元年 10 月 30 日
文部科学省 科学技術・学術政策局

1. 制度の創設

(1) 目的

この度、文部科学省では、民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として認定する制度の創設をすることになりました。本制度を通じ、研究者により良い研究環境を提供し、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援してまいります。

(2) 認定要件

- ①当該サービスが、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するものであること
- ②当該サービスが、他の取組と比べて優れた特徴を有していること
- ③当該サービスを行う事業者が、大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係（ネットワーク）を構築できるものであること
- ④当該サービスを行う事業者が、十分な管理運営体制及び財務基盤を確保していること
- ⑤当該サービスが、①に掲げる要件を満たすことに寄与する事業実績を有していること

(3) 手続き

民間事業者から研究支援サービスの公募（年1回、1か月程度）を行います。認定の単位は、事業者単位ではなく、サービス単位とします。

文部科学省は、申請のあった研究支援サービスについて認定要件等に照らして審査を行い、外部有識者から意見を聴取した上で認定します。

(4) 仕組み

- ①認定により、研究者の研究環境を向上させる、研究支援サービスの利活用を奨励、促進し、研究コミュニティに対する認知度を高めます。
- ②研究支援サービスを認定された事業者と文部科学省は、定期的または不定期に意見交換やネットワーキング等の場を設けます。
- ③将来的に、認定された研究支援サービスのうち、文部科学省関連事業との連携により、当該サービスの加速が見込まれ、また、連携対象となる文部科学省関連事業にも貢献が大きいものについて具体的な連携（金銭的な支援（補助）は除く）を検討します。

2. 公募の開始

令和元年度の公募を以下のとおり行います。

(1) 申請手続き

「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 実施要綱」に沿って、申請書を記入の上、御提出ください。

(2) 公募期間

令和元年10月30日（水）正午 ～ 11月29日（金）正午

(3) 提出・問合せ先

文部科学省 科学技術・学術政策局 企画評価課 担当：村松、伊藤
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話：03-6734-4012 メール：chousei@mext.go.jp

3. 認定可否の連絡

認定の可否につきましては、文部科学省において審査を行った上、直接申請者へ御連絡をさせていただきます。令和元年度の認定は令和2年1月中を予定しています。

4. 説明会の開催

本制度の創設及び公募の開始に当たりまして、事業者向けの説明会を以下のとおり開催します。出席をご希望の事業者は、11月5日（月）正午までにメールにて登録をお願いします。

日時：令和元年11月6日（水）14時00分～15時00分

場所：文部科学省 科学技術学術政策局 第1会議室

（東京都千代田区霞が関3-2-2 合同庁舎7号館東館15階）

登録先：chousei@mext.go.jp

関連資料

- ・研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 実施要綱
- ・研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 Q&A集
- ・研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 概要

研究支援サービス・パートナーシップ認定制度実施要綱

令和元年 10 月 29 日

文部科学大臣決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすものを研究支援サービス・パートナーシップとして文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的とした制度の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 研究支援サービスとは、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出の加速に貢献するサービスをいう。

(認定要件)

第 3 条 文部科学大臣が認定する研究支援サービスは、次の各号に掲げる要件の全てを満たす又は満たすと見込まれるものとする。

- 一 当該サービスが、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するものであること
- 二 当該サービスが、他の取組と比べて優れた特徴を有していること
- 三 当該サービスを行う事業者が、大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係（ネットワーク）を構築できるものであること
- 四 当該サービスを行う事業者が、十分な管理運営体制及び財務基盤を確保していること
- 五 当該サービスが、第一号に掲げる要件を満たすことに寄与する事業実績を有していること

(認定の申請)

第 4 条 認定を受けようとする事業者は、公募期間中（年 1 回、1 か月程度）、様式 1 による研究支援サービス・パートナーシップ認定申請書に、当該サービスを行う事業者の概要、財務状況及び認定を受けようとするサービスの内容を示す書面を添え、これを文部科学大臣に提出するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定による申請の内容が第 3 条に規定する要件に

合致すると認めるときは、当該サービスを研究支援サービス・パートナーシップとして認定し、当該申請者に対し、様式2による研究支援サービス・パートナーシップ認定証を交付する。

- 3 文部科学大臣は、前項の認定に際し、必要な条件を附することができる。
- 4 文部科学大臣は、第2項の審査の結果、認定を行わないときは、当該申請者に対してその旨を文書で通知するものとする。
- 5 文部科学大臣は、認定を行った研究支援サービス（以下「認定サービス」という。）に関する情報を文部科学省ホームページ等で公表するものとする。

（有識者会議からの意見聴取）

第5条 文部科学大臣は、前条第2項に規定する認定を行うかどうかについて、科学技術・学術政策局に設置する有識者会議から意見を聴くものとする。

2 当該有識者会議は、前条第1項の規定により提出のあった様式1及び添付書類を確認するとともに、申請者に対してヒアリングを行い、文部科学大臣に対して意見を述べるものとする。

3 文部科学大臣は、当該有識者会議を構成する委員のうち、次の各号に該当する者を、前項に規定する意見聴取に当たり同会議に参加させないことができる。

- 一 提出のあった様式1及び添付書類の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
- 二 委員が所属している法人等から申請があった場合
- 三 委員自身が、過去5年以内に申請者から寄附を受けている場合
- 四 委員自身が、過去5年以内に申請者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を委員自身が受けている場合
- 五 委員自身が、申請者の発行した株式又は新株予約権を保有している場合
- 六 その他委員と申請者との特別の関係があると認められる場合

（認定の有効期間及び更新）

第6条 第4条第2項の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から3年間とする。

2 認定サービスを行う事業者（以下「認定事業者」という。）は、第3条各号の要件を満たしている状況にあって、引き続き認定を受けようとする場合においては、認定の有効期間満了日の2か月前から1か月前までの間に、様式3による研究支援サービス・パートナーシップ認定更新申請書を文部科学大臣に提出することができる。

3 第3条から第5条までの規定は、前項の申請について準用する。ただし、第

1 1 条第 1 項に規定する事業実績報告書の内容等を踏まえ、認定要件を引き続き満たしていると文部科学大臣が認める場合においては、第 5 条第 2 項に規定するヒアリングを省略することができる。

(変更の届出)

第 7 条 認定事業者は、申請事項に変更が生じたときは、様式 4 による変更届出書に変更内容の詳細が分かる書面を添え、速やかに文部科学大臣に届け出るものとする。

(認定ロゴマークの使用)

第 8 条 認定事業者は、認定サービスを行う場合に限り、文部科学大臣が別途定める認定ロゴマークを使用することができる。

(認定の取消し)

第 9 条 文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- 一 第 3 条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合
- 二 第 4 条に規定する申請に際し虚偽の申請が行われた場合
- 三 認定事業者から認定辞退の申出があった場合
- 四 その他文部科学大臣が認定事業者としてふさわしくないと判断した場合

2 文部科学大臣は、認定を取り消すかどうかについて、科学技術・学術政策局に設置する有識者会議から意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、認定を取り消すときは、様式 5 による研究支援パートナーシップ・サービス認定取消通知書により、その旨及び取消しの理由を当該認定事象者に通知するものとする。

(文部科学大臣への要請)

第 10 条 認定事業者は、事業のより効果的な実施に向けて必要な場合、文部科学大臣に対し金銭的な支援を除き連携又は協力を要請することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により要請のあった連携又は協力の内容について検討を行い、当該事業者と協議を行う。

(文部科学大臣への報告)

第 11 条 認定事業者は、当該認定サービスに関し、毎年度、様式 6 による事業実績報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

2 文部科学大臣は、本制度の適切な実施に当たって必要があると認める場合、

認定事業者に対して報告を求めることができる。

(事務局)

第12条 本制度に関する事務は、科学技術・学術政策局企画評価課において行う。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、科学技術・学術政策局長が定める。

研究支援サービス・パートナーシップ認定申請書

令和 年 月 日

1. 基本情報を記載

事業者名及び サービス名	事業者名	
	サービス名	
ふりがな		
申請代表者名		
連絡先	電話番号: ()	e-mail アドレス:
サービスの目的及び手段		
目的		
具体的な内容		

2. 各認定要件において特筆すべき点を記載(詳細の要件は実施要綱を参照。)

(過去の受賞歴や外部資金の獲得状況, 契約実績等を含めて記載すること)

(1) 研究環境を向上させ、科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するものであるか	
(2) 他の取組と比べて優れた特徴を有しているか	
(3) 大学, 独立行政法人, 研究機関やその研究者等と良好な関係を構築できるものであるか	
(4) 事業者が十分な管理運営体制及び財務基盤を有しているか	
(5) (1)を満たすことに寄与する事業実績を有しているか	

※事業者の概要, 直近3期分の貸借対照表・損益計算書及び認定を受けようとするサービスの内容(A4・2枚程度)が分かる資料を添付すること。

3. 当該サービスの今後の展開について考えている点を記載

(審査項目ではないが、当該サービスの今後の展開について考えている点があれば記載すること)

<p>(参考1)当該サービスの今後の成長性や方向性について考えている点</p>	
<p>(参考2)文部科学省の既存事業との連携により、科学技術の推進及びイノベーションの創出に向け、相乗効果が見込まれる点</p>	

(文 書 番 号)

研究支援サービス・パートナーシップ認定証

(事業者名)

(申請代表者名) 殿

研究支援サービス・パートナーシップ認定制度実施要綱(令和 年 月 日
文部科学大臣決定)に基づき、貴殿が実施する「(サービス名)」を研究支援サービス・
パートナーシップとして認定します。なお、認定期間は令和 年 月 日か
ら令和 年 月 日までとします。

令和 年 月 日

文部科学大臣名

研究支援サービス・パートナーシップ認定更新申請書

令和 年 月 日

1. 基本情報を記載

事業者名及び 認定サービス名	事業者名	
	認定サービス名	
ふりがな		
申請代表者名		
連絡先	電話番号: ()	e-mail アドレス:
認定サービスの目的及び手段(現在認定されているサービス内容からの変更点があれば記載。)		
目的		
具体的な内容		

2. 各認定要件において特徴的な点を記載(詳細の要件は実施要綱を参照。)

(現在認定されているサービス内容からの変更点があれば記載。)

(1) 研究環境を向上させ、科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するものであるか	
(2) 他の取組と比べて優れた特徴を有しているか	
(3) 大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係を構築できるものであるか	
(4) 事業者が十分な管理運営体制及び財務基盤を有しているか	

変更届出書

令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

名称

印

事業者

代表者名

連絡先 電話番号：

e-mail アドレス：

次のとおり認定サービスの内容を変更しましたので届け出ます。

内容を変更しようとする認定サービス名		名称	
変更があった事項		変更の内容	
1	事業者の名称	(変更前)	(変更後)
2	事業者の代表者名		
3	事業者の連絡先		
4	認定サービスの目的・内容		
5	認定要件(1)「研究環境を向上させ、科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献」において特筆すべき点		
6	認定要件(2)「他の取組と比べて優れた特徴」において特筆すべき点		
7	認定要件(3)「大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係を構築」において特筆すべき点		
8	認定要件(4)「十分な管理運営体制及び財務基盤」において特筆すべき点		
9	認定要件(5)「(1)を満たすことに寄与する事業実績」において特筆すべき点		
10	その他		
変更年月日		令和 年 月 日	

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
2 変更内容の詳細が分かる参考資料を添付してください。

(文 書 番 号)

研究支援サービス・パートナーシップ認定取消通知書

令和 年 月 日

(事業者名)

(申請代表者名) 殿

文部科学大臣名

令和 年 月 日付け(文書番号)で研究支援サービス・パートナーシップとして認定した「(サービス名)」については、研究支援サービス・パートナーシップ認定制度実施要綱(令和 年 月 日文部科学大臣決定)第9条に基づき、下記のとおり認定を取り消すことを決定したので通知します。

記

- 1 事業者名 :
- 2 認定を取り消すサービス名 :
- 3 取消しの理由 :

以上

事業実績報告書

1. 基本情報

事業者名及び 認定サービス名	事業者名	
	認定サービス名	
連絡先	電話番号: ()	e-mail アドレス:

2. 事業実績

認定サービスの経過及びその成果			
	前期実績	当期実績	来期見込み
認定サービスに係る売上高 及び取引先数			

3. 財務情報

○直近期の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 Q&A集

1. 制度全般について

- 1-1 本制度を創設した経緯や主旨はどういったものか。
- 1-2 具体的にはどの事業者のどのようなサービスを想定しているのか。

2. 手続き・認定について

- 2-1 手続き・認定は具体的にどのように進められるのか。
- 2-2 地域限定的なサービスは対象となるのか。
- 2-3 ベンチャーキャピタルは対象となるのか。
- 2-4 研究開発分野が限定されたサービスは対象となるのか。
- 2-5 公益財団法人等で実施している研究者への助成金事業など、無償でのサービスは対象となるのか。
- 2-6 一つの事業者で複数のサービスを申請してもいいのか。
- 2-7 複数の事業者で一つのサービスを申請してもいいのか。
- 2-8 認定要件はどのようなものか。
- 2-9 認定に際し、申請内容等が変更されることはあるのか。
- 2-10 有識者会議の委員はどのような人選をしているのか。
- 2-11 有識者会議は公開するのか。
- 2-12 認定サービスを行う事業者に問題があった場合、どのような対応を行うのか。

3. 認定後の取組について

- 3-1 認定後はどのような取組を進めていくのか。
- 3-2 文科省事業との連携について、具体的にはどのようなことをするのか。
- 3-3 認定されることによって事業者の負担になるようなことはないか。

1-1 本制度を創設した経緯や主旨はどういったものか。

- ・ 民間事業者が行う研究支援サービスの利活用を、本制度を通じて奨励、促進し、研究コミュニティに対する認知度を高めることにより、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援します。
- ・ また、認定された事業者と文部科学省は、意見交換やネットワーキング等の機会を設けることとしています。
- ・ 将来的には、認定された研究支援サービスと文部科学省関連事業との具体的な連携も検討することとしています。
- ・ なお、本制度は、文部科学省の科学技術改革タスクフォースにおいて、省内若手有志によってその所属にとらわれずに検討されたアイデアに基づいて提案された施策です。

1-2 具体的にはどの事業者のどのようなサービスを想定しているのか。

- ・ 研究支援サービスには、大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等の研究環境の向上につながるもの、研究者同士あるいは産学のマッチングを支援するもの、研究資金の獲得を支援するものなど多様なサービスがあると承知しています。
- ・ また、公募によって、まだ広く知られていない優れた特徴を有する研究支援サービスの応募の可能性があり、そういったものも期待しています。

2-1 手続き・認定は具体的にどのように進められるのか。

- ・ 民間事業者から研究支援サービスの公募(年1回、1か月程度)を行います。
- ・ 認定の審査については、まず文部科学省が応募申請の内容を認定要件等に照らして、下調べを行った上で、有識者会議において、書面及び事業者からのヒアリングを実施し、認定の可否について意見をとりまとめます。
- ・ 最終的には有識者会議の意見を踏まえて、文部科学省の責任において認定を行います。

2-2 地域限定的なサービスは対象となるのか。

- ・ 地域限定のサービスについては、必ずしも多くの研究者が利活用できないものもあり、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出への貢献が限定的であることから、直ちに認定の対象になるとは考えていません。
- ・ しかしながら、地域限定のサービスであっても、当該サービスが他の取組と比べて特に優れた特徴があり、その結果として、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するようなものがあれば認定対象となり得る可能性もあると考えています。

2-3 ベンチャーキャピタルは対象となるのか。

- ・ ベンチャーキャピタルにおける投資事業は、一般的に事業となっており、市場も形成されていることから、直ちに対象になるものとは考えていません。
- ・ しかしながら、他の取組と比べて特に優れた特徴を有し、より良い研究環境の提供、我が国における科学技術の推進やイノベーションの創出に広く貢献するようなものがあれば、認定対象となり得る可能性もあると考えています。

2-4 研究開発分野が限定されたサービスは対象となるのか。

- ・ 研究開発分野が限定されたサービスについては、必ずしも多くの研究者が利活用できないものもあり、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出への貢献が限定的であることから、直ちに認定の対象になるとは考えていません。
- ・ しかしながら、分野限定的なサービスであっても、当該サービスが他の取組と比べて特に優れた特徴があり、その結果として、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するようなものがあれば認定対象となり得る可能性もあると考えています。

2-5 公益財団法人等で実施している研究者への助成金事業など、無償でのサービスは対象となるのか。

- ・ 本制度は民間事業者がビジネスとして行っている研究支援サービスを想定しているため、ご指摘の公益財団法人で実施しているサービスについては、その一般的な内容を踏まえると対象になるとは考えていません。

2-6 一つの事業者で複数のサービスを申請してもいいのか。

- ・ 対象が研究支援サービス自体であるため、申請上制限している訳ではありません。

2-7 複数の事業者で一つのサービスを申請してもいいのか。

- ・ 対象が研究支援サービス自体であるため、申請上制限している訳ではありません。
- ・ 具体的な応募内容を踏まえて判断してまいります。

2-8 認定要件はどのようなものか。

- ・ 以下の認定要件に照らして審査してまいります。
 - ① 当該サービスが、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するものか。
 - ② 当該サービスに、他の取組と比べて優れた特徴を有しているか。
 - ③ 大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係(ネットワーク)を構築できるものか。
 - ④ 当該サービスを行う事業者が、十分な管理運営体制及び財務基盤を確保しているか。
 - ⑤ 当該サービスが、①に掲げる要件を満たすことに寄与する事業実績を有しているか。

2-9 認定に際し、申請内容等変更されることはあるのか。

- ・ 本制度では、認定に際し、必要な条件を附すことができるとしております。
- ・ 必要があるときは、当該申請者と十分な協議の上、申請に係る事項に修正を加えて認定することがあります。

2-10 有識者会議の委員はどのような人選をしているのか。

- ・ 人員構成としては、本制度全般や具体的な申請案件について幅広く議論できるよう、産業界、学术界、法律・会計の専門家等から人選をしています。

2-11 有識者会議は公開するのか。

- ・ 議事については、申請された個別案件を取り扱うため、非公開としています。

2-12 認定サービスを行う事業者の問題があった場合、どのような対応を行うのか。

- ・ 本制度の適切な実施に当たって必要があると認める場合、当該研究支援サービスを行う事業者に対して報告を求めることとしています。
- ・ その上で、
 - － 認定要件を満たさなくなった場合
 - － 申請に際し虚偽の申請が行われた場合
 - － その他文部科学大臣が認定事業者としてふさわしくないと判断した場合等において、文部科学省は認定の取り消すことができることとしています。

3-1 認定後はどのような取組を進めていくのか。

- ・ まずは認定された研究支援サービスの利活用を、本制度を通じて奨励、促進し、研究コミュニティに対する認知度を高めていくこととしています。
- ・ 研究支援サービスを認定された事業者と文部科学省は、意見交換やネットワーキング等の場を設けることとしており、さらにシンポジウム共催などによって研究支援ビジネスや研究現場の活性化を後押しするとともに、尖ったアイデアをもつ事業者から政策への示唆として役立てていきます。
- ・ 将来的には、認定された研究支援サービスと文科省関連事業とのシナジー効果が得られるよう、具体的な連携も検討してまいりたいと考えています。

3-2 文科省事業との連携について、具体的にはどのようなことをするのか。

- ・ 文部科学省は、科学技術イノベーションに関して、人材、資金、環境等において様々な政策・施策を展開しています。
- ・ 公募前の現時点において個別具体的なことは申し上げられませんが、将来的には、認定された研究支援サービスと文部科学省関連事業とのシナジー効果が得られるよう、具体的な連携も省内調整を図りつつ検討してまいりますと考えています。

3-3 認定されることによって事業者の負担になるようなことはないか。

- ・ 研究支援サービスを認定された事業者は、当該研究支援サービスに関する毎年度の事業実績を文部科学省に報告するものとしています。
- ・ しかしながら、本制度は、民間事業者の研究支援サービスの利活用を後押しすることが第一の目的であり、事業実績の提出については簡易的なものとし、また、認定後のネットワーキング等についても事業者の負担にならないよう配慮してまいりたいと考えています。

研究支援サービス・パートナーシップ認定制度の創設



文部科学省

※文部科学省の科学技術改革タスクフォースにおいて省内有志によって提案された施策

1. 目的

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「**研究支援サービス・パートナーシップ**」として文部科学省が認定することを通じ、**研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速**するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援する。

2. 認定要件

- (1) 当該サービスが、**研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献**するものであること
- (2) 当該サービスが、**他の取組と比べて優れた特徴を有している**こと
- (3) 当該サービスを行う事業者が、**大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係（ネットワーク）を構築**できるものであること
- (4) 当該サービスを行う事業者が、十分な管理運営体制及び財務基盤を確保していること
- (5) 当該サービスが、(1)に掲げる要件を満たすことに寄与する事業実績を有していること

3. 手続き

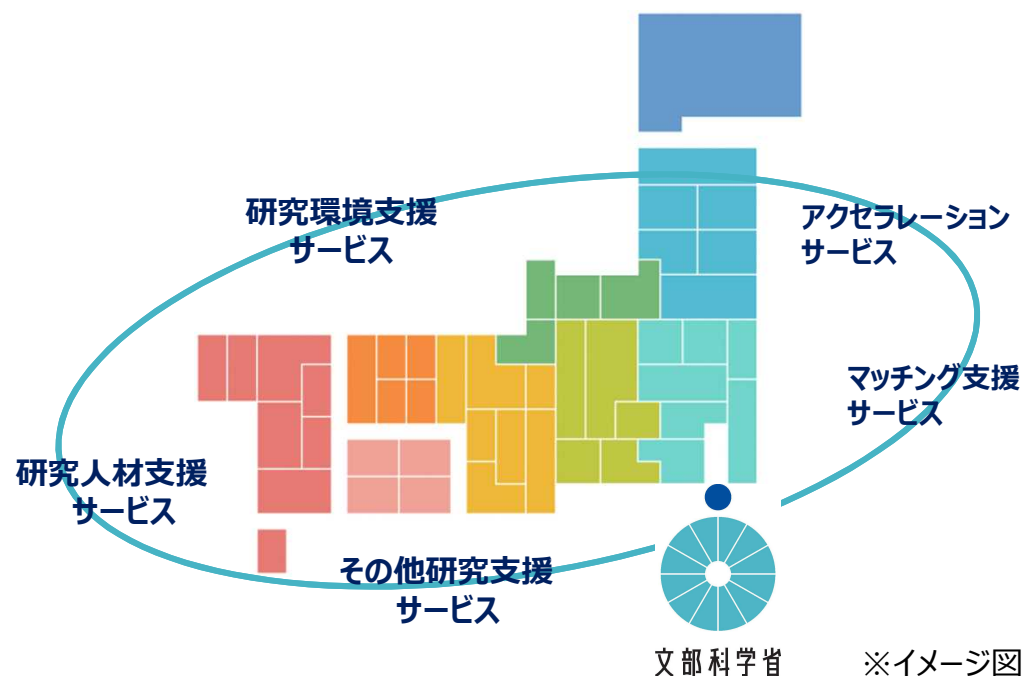
民間事業者から研究支援サービスの公募（年1回、1か月程度）を行う。認定の単位は、事業者単位ではなく、サービス単位とする。

文部科学省は、申請のあった研究支援サービスについて認定要件等に照らして審査を行い、外部有識者から意見を聴取した上で認定する。

4. 令和元年度のスケジュール

公募期間：令和元年10月30日（水）正午～11月29日（金）正午

認定：令和2年1月中を予定



5. 仕組み

- (1) 認定により、**研究者の研究環境を向上させる、研究支援サービスの利活用を奨励、促進し、研究コミュニティ等に対する認知度を高める。**
- (2) **研究支援サービスを認定された事業者と文部科学省は、定期的または不定期に意見交換やネットワーキング等の場を設ける。**
- (3) 将来的に、認定された研究支援サービスのうち、文部科学省関連事業との連携により、当該サービスの加速が見込まれ、また、連携対象となる文部科学省関連事業にも貢献が大きいものについて**具体的な連携（金銭的な支援（補助）は除く）を検討する。**